

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年7月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第32号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「地域支援係長」を「地域支援係長 寄り添い支援係長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)